



証券コード：4967

あつたら
いいな
をカタチにする

第 107 期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年3月28日 (金曜日) 午前10時
(開場午前9時)

開催場所 大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル 2階「山楽」

決議
事項

第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

お土産のご用意はございません。

郵送（書面）またはインターネット等による
議決権行使期限

2025年3月27日 (木曜日) 17:15まで

経営理念

我々は、絶えざる創造と革新によって
新しいものを求め続け、
人と社会に素晴らしい「快」を提供する

パーパス

見過ごされがちな お困りごとを解決し、
人々の可能性を支援する

私たちは、一人ひとりの暮らしの中の見過ごされがちな「お困りごと」を
発見し、今までにない「アイデアや技術」によって解決することで、
健康で快適な生活の実現や、社会での活躍をサポートします。
この「お困りごと」によって妨げられる快適な生活や社会での活躍を
「取り残された社会課題」ととらえ、その解決に貢献することで、
人々の可能性を支援します。

ブランドスローガン

「あつたらいいな」
をカタチにする

小林製薬グループは、お客様も気づいていない必要なものを
発見し、「こんなものがあつたらいいな」をカタチにして世の中
に送り届けることで社会に貢献する開発中心型企業です。
ブランドスローガンである「“あつたらいいな”をカタチにする」は、
小林製薬グループ全従業員の思いと、小林製薬らしさ、社会や
お客様との信頼関係、希望、企業姿勢を一言で表現したものです。

株主の皆様へ



代表取締役社長

山根聰

株主の皆様には、平素より格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

この度は当社紅麹関連製品に関して、健康被害にあわれたお客様および損害を受けられた企業様をはじめ、株主の皆様、当社を取り巻くすべての関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申しあげます。

現在、健康被害にあわれたお客様および損害を受けられた企業様への補償について誠心誠意対応するとともに、原因の究明や再発防止に向けた取り組みを進めております*。再発防止につきましては、①品質・安全に関する意識改革と体制強化 ②コーポレート・ガバナンスの抜本的改革 ③全員が一丸となって創り直す新小林製薬を3つの柱として誠実かつ着実に実行して参る所存であります。また、社会課題に対しても当社ができる貢献を真摯に行っていくことで、その責任を果たしていきたいと考えております。

新しい小林製薬に向けて、今一度「お客様ファースト」という原点に立ち返り、会社と従業員が一丸となって取り組みを実行して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

*再発防止策の進捗状況と補償の状況については次頁以降に記載しております。

2025年3月

■ 紅麹事案を受けた再発防止策とその進捗状況

当社は、当社の紅麹関連製品にて一部の紅麹原料に当社の想定していない成分が含まれている可能性が判明した件（以下「本件事案」といいます。）について、2024年3月22日付で、対象製品の自主回収を行うことを公表し、その後2024年3月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象製品の回収を命じる旨の行政処分を受けました。

本件事案の発生直後から、見出された課題についてはこれを解決するべく隨時対応しておりましたが、2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、事実検証委員会による調査報告書を通じて提言された内容を踏まえ、(1)品質・安全に関する意識改革と体制強化、(2)コーポレート・ガバナンスの抜本的改革、(3)全員が一丸となって創り直す新小林製薬、を3本の柱とする再発防止策を取締役会にて決議し、公表しました。

改めまして、再発防止策の概要につきまして、以下に3本柱に沿って記載いたします。

再発防止策の概要（3本柱）

（1）品質・安全に関する意識改革と体制強化

- ・「品質・安全ファースト」を徹底して当社の役職員の品質・安全に関する意識改革を図る
- ・品質・安全責任部署の役割と責任を明確にし、品質保証体制とマネジメント体制を強化する

（2）コーポレート・ガバナンスの抜本的改革

- ・新小林製薬の経営を監督する取締役会構成を刷新する
- ・ステークホルダーの皆様からの信頼回復と、新小林製薬の実現を目的として、正しいことを正しく行う会社となるための体制の確立を図る

（3）全員が一丸となって創り直す新小林製薬

- ・リスク感度を高め、また新たな価値を作り出す力を高めるため、当社が抱える同質性を排除し多様性を確保する施策を実行する
- ・全役職員が力を合わせて一丸となり、新しい小林製薬を創り直す

当社としては、これまでにいただいた社外からの厳しいご指摘も踏まえ、再発防止策の具体化を検討し、また、実施済みの再発防止策についても不断に見直しを行う必要があると考えています。加えて、二度と本件事案のような事態を起こさぬよう、今後も誠実かつ着実に再発防止策を実施し、「品質・安全ファースト」の風土を体現した企業となるべく歩みを進める所存でございます。

次頁以降で、上記の3本柱それぞれについて、現在実施または検討している再発防止策の概要を説明します。

なお、詳細に関しては2025年2月10日付当社プレスリリース

「再発防止策の進捗に関するお知らせ」をご参照ください。

https://www.kobayashi.co.jp/newsrelease/files/pdf/20250210_04.pdf



(1) 品質・安全に関する意識改革と体制強化

本項目における活動の概要は図表①のとおりです。これまでの主な活動としては、まず、全社員教育や経営幹部と現場従業員との双方向の対話の増加を通じて、『品質・安全ファースト』の意識改革を推進してまいりました。次に、品質・安全責任部署の役割と責任の明確化を図り、より専門性を発揮できる品質管理体制とするべく、2025年1月1日付で関連する組織再編を行いました。また、工場のマネジメント体制の強化に加え、製造部門および研究開発部門との連携を加速させ、ものづくりの協働体制およびガバナンス体制の強化を進めております。

今後は、ものづくりの現場の力を強化し、品質マネジメント体制を再構築していくとともに、品質管理基準や製品検査等の精緻化も図ってまいります。

【図表①】

1 品質・安全に関する意識改革と体制強化	
(1)	意識改革：「品質・安全ファースト」
(1)－ア	品質・安全に関する教育・研修
	品質・安全に関する教育・研修の全役職員向け実施
(1)－イ	品質・安全に関する代表取締役社長メッセージの発信
	代表取締役社長が旗手となっての定期的なメッセージ発信
(1)－ウ	従業員との対話の機会の増加
	経営幹部と品質・安全の維持・管理に従事する従業員との定期的対話
(1)－エ	「品質・安全ファースト」を最重要視した事業計画の策定
	事業計画への「品質・安全ファースト」の組み込み
	中期経営計画への品質・安全に関する施策の中軸的配置
	品質・安全性向上に必要な投資を行える環境整備
	必要な事業の選択と当該事業へのリソースの集中
(2)	体制強化①：品質保証体制
(2)－ア	責任部署の明確化
	信頼性保証本部の役割の明確化
(2)－イ	品質管理体制の改善
	機能別本部制への移行
	第1線の専門性強化
	品質管理部署の品質管理専任化
	人事ローテーションの見直し
	品質関連の組織の整理
	品質関連の会議体の整理

(2)－ウ	専門部署の新設	
	製品の開発・製造関連法規を専門的に扱う部署の新設	
(3)	体制強化②：マネジメント体制	
(3)－ア	工場のガバナンス体制の充実	
(3)－ア－(ア)	品質マネジメント部および第三者による定期監査	
	製造本部による工場の定期監査の実施	品質総点検（自主点検）※経口製品、肌に触れる製品 社内定期監査の実施
	第三者機関によるチェックの仕組みの構築	第三者機関による工場の監査の実施 第三者機関による定期的な監査の継続
(3)－ア－(イ、ウ)	「ものづくり推進室」の新設	
	工場の統括機能の強化（ものづくり推進室の新設）	
	製造本部と工場の連携/コミュニケーション強化	
(3)－ア－(エ)	統括的な衛生管理基準の策定	
	経口製品群（医薬品以外）での衛生管理基準の策定	
	肌に触れる製品群（医薬品以外）での衛生管理基準の策定	
	全製品カテゴリーでの衛生管理基準の策定	
(3)－イ	関連ルールの整備	
	製品カテゴリーに応じた法令・各種ガイドラインの一元化	
	品質保証方針の浸透の徹底	
	製造・研究・品質部門の品質活動同期化	ものづくり品質行動方針の明文化
(3)－ウ	業務フローの見直し	
(3)－ウ－(ア)	開発部門と工場の協働	
	「量産化見直し会議」の定期開催	
	開発部門と製造本部の部門横断的な品質強化チームの立ち上げ	
(3)－ウ－(イ)	新規技術領域における製造管理・維持管理等の向上	
	新規技術領域への進出や事業拡大時におけるPMIプロセスの再考	
	取得事業に関わる人材の育成・外部専門家の意見聴取体制の構築	
	取得事業に係る継続生産開始後における製造管理・品質維持管理体制の強化	
(3)－ウ－(ウ)	製品検査の強化	
	製品特性に応じた複数検査・特定成分以外の成分混入の検出手順の検討・導入	
(3)－エ	人事評価制度の刷新	
	品質・安全に貢献する活動を評価対象とすることを軸とした人事制度の改定	

(2) コーポレート・ガバナンスの抜本的改革

本項目における活動の概要は図表②のとおりです。これまでの主な活動としては、当社の現状を鑑み、あるべき取締役会構成の見直しを行い、社内外から様々な知見を有する人材を選定し、本株主総会で取締役候補として株主の皆様にお諮りしています。また執行体制としては、専門性を高め意思決定の質とスピードを向上させる目的で、執行会議体の見直しを行っています。

併せて、危機管理体制強化の観点から、有事の対応組織およびリスク情報のエスカレーション体制を強化しました。

今後は、新しい取締役会のもと、監査役と連携をさらに強化して内部統制や品質管理の監督を充実させてまいります。

【図表②】

2 コーポレート・ガバナンスの抜本的改革	
(1)	創業家依存経営からの脱却
	代表取締役会長・社長の辞任
	社外取締役が過半数を占める取締役会による監督機能の更なる強化
(2)	機関設計の再検証
	指名委員会等設置会社等への移行の検討
	取締役会構成の刷新・社外取締役増員、取締役会長外部招聘による監督機能強化
(3)	取締役会による監督強化
(3)－ア	社外取締役による監督の強化
	取締役会議長体制の変更
	取締役会アジェンダの見直し
	社外取締役と監査役間の情報共有の仕組みの充実
	社外取締役の任期ルールの制定
(3)－イ	取締役会と執行サイドの連携強化（定例会議の新設等）
	取締役会への適時適切な情報提供の仕組み作り
	取締役会と執行サイドの連携強化
	リスク情報のエスカレーション体制の構築
(3)－ウ	監査役への適時の情報共有
	監査役会と取締役会・執行サイドのコミュニケーションの促進
(4)	執行部の会議体の見直し（グループ執行審議会：GOMの廃止等）
	経営執行会議の新設（執行の意思決定機関の明確化）
	グループ協議会の新設（多様な意見の収集）
	各種専門委員会の新設（専門協議強化/第三者視点採用）

(5)	危機管理体制の整備
(5)－ア	代表取締役社長を責任者とする対応体制 専門性をもって迅速に意思決定を行う仕組み構築（品質安全専門委員会・品質安全緊急会議の設置）
(5)－イ	有事を想定したリスクマネジメント 組織再編によるリスクマネジメント部門と取締役会事務局の連携強化 平時におけるリスクマネジメント体制の構築
(5)－ウ	有事の際の社内情報共有体制 有事におけるリスク情報のエスカレーションフローの再整備 取締役会にエスカレーションすべきリスク情報の考え方の策定
(6)	リスク・コンプライアンス体制の強化
(6)－ア	ガバナンス推進会議の再整理 リスク・コンプライアンス専門委員会の設置
(6)－イ	誠実さを行動準則とした組織運営 インテグリティ経営の推進 インテグリティ経営推進の専門部署の新設 役員向けインテグリティ研修実施 インテグリティ経営の風土の醸成
(7)	対外的なコミュニケーション・情報発信の改善 専門性を高めた組織編成による社内・対外コミュニケーションの活性化
(8)	品質・安全を最優先とした事業運営 事業ポートフォリオ戦略の再構築・やめるべきことの決定（事業の選択とリソースの集中） SKU数の削減の検討 必要な人員や予算等のリソースの再分配

（3）全員が一丸となって創り直す新小林製薬

本項目における活動の概要は図表③のとおりです。まずは、専門性と多様性を重視した人材の確保や配置、育成に向けた人事制度改革に着手しています。次に、今後の当社のあるべき姿と、それを実行できる組織風土の構築を目指した全社横断のプロジェクトを発足しました。

また、本件事案を公表した3月22日を「品質・安全の日」とし、本件事案を決して風化させることなく、全員が一丸となって新たな小林製薬を創り直してまいります。

【図表③】

3	全員が一丸となって創り直す「新小林製薬」
	専門性と多様性を重視した人材の確保・配置・育成
	組織風土の見直し（組織風土改革プロジェクトの推進）
	本件事案を風化させない取り組みの継続
	3月22日（本件事案公表日）を「品質・安全の日」と制定

改めて、2024年9月17日に公表した再発防止策で掲げた各アクションに関しては、全ての項目で計画立案に着手しており、施策の実施・導入が完了しているものが多くあります。しかしながら、品質と安全を向上させる取り組みは、ここで完成というものではなく、実施・導入が完了したアクションに関しても継続的に改善・改良を加え続けていかなければならないと考えています。

今後も、決算報告などに合わせて、定期的に進捗を報告してまいります。

■ 紅麹関連製品に係る補償の状況

当社は、本件事案の発生直後から、当社の紅麹関連製品を摂取されたお客様がご自身の健康状態の確認のために医療機関をご受診して頂くようお願いをし、その初診料・検査費用等のお支払いをするとともに、製品の摂取と症状との間に相応の関連性があると疑われるお客様に対して、暫定的に医療費等の実費のお支払いを進めてまいりました。その後、被害にあられたお客様への補償対応を着実に進めるべく、2024年7月1日付で本件事案の補償を専門に取扱う「補償対応本部」を設置し、健康被害への補償の方針を定めて、同年8月19日からは医療費・交通費に加えて、慰謝料、休業補償、後遺障害による逸失利益の補償も本格的に開始しています。

また、当社の紅麹原料又は紅麹原料を使用した製品を取り扱っている企業様においては、同年3月25日より、お客様の健康被害が拡大することを防ぐための予防的措置として自主回収をお願いしており、その回収に要した費用等に関する補償の受付も進めております。

当社は、今後も健康被害にあられたお客様と損害を受けられた企業様に対する謝罪と補償を何よりも優先し、誠実かつ適切に実行してまいります。

なお、本件事案に関するお申し出の事例数および健康被害への補償の状況の詳細については、それぞれ当社ホームページ上の「紅麹関連製品に関するお問い合わせ」および「2024年12月期 決算説明会資料」を参照ください。

紅麹関連製品に関するお問い合わせ

<https://www.kobayashi.co.jp/notice/index.html>



2024年12月期 決算説明会資料

https://www.kobayashi.co.jp/ir/report/explain/pdf/2404_01.pdf



株主各位

証券コード 4967

(発送日) 2025年3月13日

(電子提供措置の開始日) 2025年3月 6日

大阪市中央区道修町四丁目4番10号

小林製薬株式会社

代表取締役社長 山根 聰

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第107期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kobayashi.co.jp/ir/report/shm/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「関連資料」からご確認ください。）



※上記当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトでもご確認いただけます。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4967/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「小林製薬」または「コード」に当社の証券コード「4967」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主様におかれましては、後記の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、いずれかの方法により、議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時

2025年3月28日（金曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場 所

大阪市北区中之島5丁目3番68号

リーガロイヤルホテル 2階「山楽」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的項目

報告事項

1. 第107期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 第107期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

後日当社ウェブサイトで本株主総会の模様（質疑応答を除く）を公開いたします。

ご来場を見合せた株主様は是非ご活用ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項をインターネット上の前述の【当社ウェブサイト】【株主総会資料掲載ウェブサイト】【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】に掲載させていただきます。

◎書面交付請求の有無に関わらず、株主様には、電子提供措置事項を記載した本書面をお送りしていますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いています。

【事業報告】の「主要な営業所および工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

【連結計算書類】の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

【計算書類】の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時(開場午前9時)

当日ご欠席の場合

<郵送（書面）による議決権行使の場合>



同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）17：15到着分まで

<インターネット等による議決権行使の場合>



指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）17：15入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

ご注意事項

- 郵送（書面）により議決権行使された場合の議決権行使書において、各議案について賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱いいたします。
- 郵送（書面）とインターネット等により、二重に議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネット等により、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、【当社ウェブサイト】に掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の
議決権行使サイトにて
各議案に対する賛否を
ご入力ください。

インターネット等による議決権行使期限

2025年3月27日(木曜日)17:15入力完了分まで

※ただし、毎日午前2時半から午前4時半までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力す
ることなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 | 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



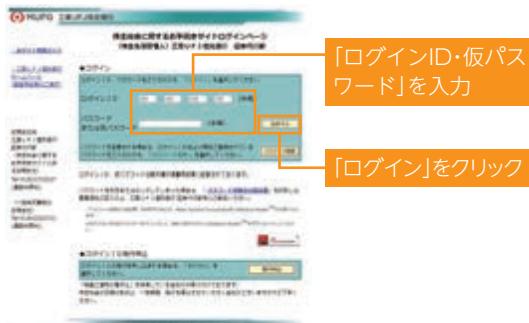
- 2 | 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 | 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 | 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮
パスワード」をご入力しクリックしてください。



- 3 | 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

ご注意事項

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネ
ット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイト
をご利用いただけない場合がございます。

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、当社の紅麹関連製品にて一部の紅麹原料に当社の想定していない成分が含まれている可能性が判明した件（以下「本件事案」といいます。）について、2024年3月22日付で、対象製品の自主回収を行うことを公表し、その後2024年3月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象品の回収を命じる旨の行政処分を受けました。

本件事案を受けて、2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」において、コーポレート・ガバナンスの抜本的改革として「社外取締役による監督の強化」を掲げており、その内の一つのアクションとして『取締役会の実効性を担保するため、これまで会長が務めていた議長の役割を社外取締役が担うこととする。この取扱いを恒久的なものとするために必要な定款変更を実施する。』としていました。

本定款変更是、これを実現するべく行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第25条（条文省略） (取締役会の招集権者および議長) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 ② <u>取締役会長および取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、 <u>他の取締役</u> がこれに当たる。	第1条～第25条（現行通り） (取締役会の招集権者および議長) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会において予め定めた社外取締役</u> が招集し、その議長となる。 ②前項の <u>社外取締役</u> に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、 <u>他の社外取締役</u> がこれに当たり、 <u>社外取締役のいずれ</u> にも事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、 <u>社外取締役でない取締役</u> がこれに当たる。
第27条～第44条（条文省略）	第27条～第44条（現行通り）

第2号議案

取締役10名選任の件

現任の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものです。

取締役候補者選定の経緯および理由について

2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社は、本件事案における再発防止策の主要課題として「コーポレート・ガバナンスの抜本的改革」を掲げており、その過程で、当社の企業価値向上に資する取締役会のあるべき姿について再検証を行い、人事指名委員会および取締役会において取締役会の構成について見直しを検討してきました。

その結果、当社が置かれた経営環境や各種事業の業績その他の状況、本件事案に係る再発防止の進捗等も踏まえ、取締役会のスキルセットや取締役会全体の規模も含めて取締役会の在り方を再定義していく必要があると判断し、今般、人事指名委員会における審議も経て、以下のような考え方の下で、定時株主総会において当社が提案する取締役選任議案の取締役候補者10名を選定しました。

① 取締役会構成の大幅な刷新および社外取締役の増員による監督機能の強化

当社は、本件事案を受けた再発防止の一環として、「全員が一丸となって創り直す新小林製薬」を掲げ、同質性を排除し、多様性を確保するための施策を推進しており、ステークホルダーからの信頼を回復し、「新小林製薬」を実現していくためには、取締役会構成についても、大幅な刷新を図ることが望ましいと判断しました。

そこで、今般、定時株主総会後の新たな取締役会を構成する取締役候補者10名のうち8名を新任の取締役候補者とすることといたしました。

また、当社は、取締役会の監督機能の実効性を確保するべく、社外取締役が取締役の過半数を占める取締役会構成を維持し、かつ、社外取締役の数を4名から6名へと増員することとしています。

他方で、(i)業務執行取締役に関しては被害補償を担当する小林 章浩氏、また、(ii)社外取締役に関しては本件事案の発生を受けた再発防止等の審議に関与してきた片江 善郎氏がそれぞれ1名ずつ留任することとしています。

このように、当社は、被害補償や再発防止等の取り組みに関する取締役会における審議の連続性・継続性とのバランスにも配慮しつつ、取締役会構成を大幅に刷新し、社外取締役を増員することにより、取締役会においても、新たな視点を取り入れ、新小林製薬の実現を導いていく所存です。

② 内部統制システムおよび品質管理システムに係る監督の強化

当社における内部統制システムおよび品質管理システムの強化は、本件事案を巡る再発防止策の主要課題の一つであります。

今般の取締役候補者の選定に当たっては、(i)会計のみならず、リスクマネジメントや内部統制に関する豊富な見識や知識を有し、他社における社外役員としての経験も豊富な毛利 正人氏、(ii)弁護士として会

社法務に関する豊富な見識や知識を有し、他社における社外役員としての経験も豊富な松本 真輔氏を、それぞれ社外取締役候補者に含めています。また、(iii)危機管理やコンプライアンスに関して高い見識と豊富な経験を有し、当社の社外取締役として本件事案を受けた再発防止対応等を監督してきた片江 善郎氏が留任することとしています。

このように、高い法的知見を持つ人材や内部統制・リスクマネジメントの経験豊富な人材を充実させることにより、取締役会においても、内部統制システムおよび品質管理システムに係る監督の強化を図ることとしています。

③ 医療・医薬分野や研究開発分野の経験・知見を取り入れた監督機能の発揮

当社が、医薬品や食品を取り扱うメーカーとしての社会的責任を果たしながら企業活動を継続するとともに、本件事案の被害補償、再発防止等の取り組みを進めていくためには、医療・医薬分野の経験・知見を持つ人材が必要不可欠であると考えます。また、当社は、再発防止策の一環として、品質・安全に係る体制強化のため、開発部門と製造部門の部門横断的な品質強化を進めているところ、取締役会においても、研究開発分野の経験・知見を取り入れ、監督機能を発揮していくべきであると考えています。

今般、新たな取締役会の構築に際しても、(i)アステラス製薬株式会社における15年以上に及ぶ業務経験・内閣官房の健康医療戦略室での職務経験のほか、当社入社以来、中央研究所に所属し、所長を務めた後に、本年より研究開発本部長を務める松嶋 雄司氏を業務執行を担う取締役候補者とし、(ii)医師および慶應義塾大学医学部副学部長・教授として、腎臓内分泌代謝の領域において豊富な治療経験や研究、組織運営の実績を有し、日本腎臓学会および日本医学教育学会の理事経験のある門川 俊明氏を社外取締役候補者としています。

このように、医療・医薬分野や研究開発分野について豊かな経験や専門的知見を持つ人材を、業務執行取締役と社外取締役のそれぞれに加えることで、取締役会におけるより専門的かつ技術的な観点からの監督機能の強化を図ることとしています。

④ 責任ある被害補償対応の監督

当社は、取締役会構成や経営陣を刷新し、コーポレート・ガバナンスや経営体制の観点からも「新小林製薬」を実現していく一方で、本件事案により生じた被害を過去のものとして風化させず、引き続き、被害にあわれた方への補償について、誠心誠意、全力で取り組んでいく必要があると考えています。

この点、創業家出身であり、かつ、本件事案の判明時に代表取締役社長を務めていた小林 章浩氏は、現在、代表取締役社長を辞任し、報酬の一部返上等も行った上で、取締役補償担当として、責任を持って本件事案の被害補償対応に当たっています。

そこで、引き続き責任ある被害補償対応に継続的に取り組むためにも、小林 章浩氏を取締役候補者に含め、補償担当としての職務を全うさせることを想定しています。

⑤ 企業風土改革を断行し、透明性の高い「新小林製薬」を導く取締役会の実現

当社は、本件事案を巡る再発防止策の柱の一つとして、「全員が一丸となって創り直す新小林製薬」を掲げており、当社が抱える同質性を排除し、企業風土の変革を行う必要があるものと考えています。

そのために、社外からの新たな視点も入れつつ信頼回復や再発防止、経営改善に取り組むべく、企業風土改革の実績のある経営経験者を社外から招聘することとしており、具体的には、京セラ株式会社および日本航空株式会社等において経営に携わり、日本航空株式会社における経営再建を牽引した経験も有する大田 嘉仁氏を取締役候補者としています。また、企業風土改革を推進するためには、生産や商品企画の現場を含め、業務執行への関与が不可欠であると判断し、同氏には、社外取締役ではなく、業務執行取締役である取締役会長として職務を遂行いただくことを予定しております。

また、当社におきましては、本件事案の発生を受け、対外的なコミュニケーションや情報開示の在り方を課題として認識し、各種取り組みを進めております。取締役会におきましても、大手証券会社グループにおける経営経験を有し、上場会社における資本市場の対話等に深い見識と豊富な経験を有する高橋 昭夫氏を社外取締役候補者とすることにより、資本市場や投資家を含む対外的なコミュニケーションや情報開示に関する監督機能を強化してまいります。

このように社外から招聘した人材を取締役会長とし、業務執行取締役等への牽制を高めるとともに、資本市場との対話や情報開示に精通した人材を加えることで、取締役会においても、企業風土改革を推進するとともに、より開かれた透明性の高い「新小林製薬」の実現を導いていく所存です。

⑥新たな事業戦略の下で、当社のブランド・イメージの再生を導く取締役会

当社におきましては、本件事案の発生を真摯に反省し、被害補償にも取り組んでいく必要があるとともに、これと同時に、「新小林製薬」として当社を一から創り直していくためには、未来志向で、今後の成長に向けた事業戦略等を策定し、実行していく必要があります。

そこで、当社は、当社においてマーケティング職を経験したのち、英国や米国の現地法人の社長職等を歴任し、2023年から国際事業部長として販路の拡大、国際開発力、マーケティング力の強化に努め、国際事業部の発展に貢献してきた豊田 賀一氏を取締役候補者に加え、同氏が代表取締役社長職に就くことを想定しています。

また、今後のマーケティングやブランディング戦略においても、旧経営陣とは異なる新たな視点を取り入れ、「新小林製薬」の在り方を形作っていく必要があることから、社外取締役としても、大手化粧品メーカーや大手製薬会社等のマーケティングやブランディングに関与してきた楠本 美砂氏を候補者に加え、取締役会における監督機能や助言機能の強化を図ってまいります。

このように、当社は、本件事案を受け、再発防止や被害補償の継続に取り組むのみならず、株主の皆様を含むステークホルダーの皆様の信頼を回復し、その期待に応えていくためには、「新小林製薬」として再成長のフェーズに移行する必要があると考えており、新たな取締役候補者10名のスキルバランスにおいては、このような視点も取り入れています。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が委員長を務める人事指名委員会の答申を経ています。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席率 (出席回数／開催回数)
1	新任 男性	おおた よしひと 大田 嘉仁	—	—
2	新任 男性	とよだ のりかず 豊田 賀一	—	—
3	新任 男性	まつしま ゆうじ 松嶋 雄司	—	—
4	再任 男性	こばやし あきひろ 小林 章浩	取締役 補償担当	100% (17回／17回)
5	再任 男性	かたえ よしろう 片江 善郎	社外取締役 独立役員	100% (17回／17回)
6	新任 男性	たかはし あきお 高橋 昭夫	社外取締役 独立役員	—
7	新任 男性	もうり まさと 毛利 正人	社外取締役 独立役員	—
8	新任 男性	まつもと しんすけ 松本 真輔	社外取締役 独立役員	—
9	新任 女性	くすもと みさ 楠本 美砂	社外取締役 独立役員	—
10	新任 男性	もんかわ としあき 門川 俊明	社外取締役 独立役員	—

(注) 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。

1. 大田

おおた
よしひと

(1954年6月26日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

- 1978年3月 京セラ株式会社入社
- 2003年6月 同社執行役員
- 2010年2月 日本航空株式会社 管財人代理、会長補佐
- 2010年6月 京セラ株式会社 取締役執行役員常務
- 2010年12月 日本航空株式会社 専務執行役員
- 2012年2月 同社社長補佐 兼 専務執行役員
- 2015年12月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役会長
- 2018年6月 鴻池運輸株式会社 社外取締役（現任）
- 2019年9月 株式会社MTG 会長
- 2019年12月 同社 取締役会長
- 2021年12月 株式会社EVERING 取締役会長



新任

重要な兼職の状況

鴻池運輸株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、京セラ株式会社創業者である稻盛和夫氏の側近として経営に携わり、2010年2月には経営破綻に陥った日本航空株式会社の再建を牽引しました。日本航空株式会社専務執行役員、京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役会長および株式会社MTG取締役会長など長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と実績から、当社の経営改革および業務執行の監督の最高責任者として取締役会長に適任と考え、取締役候補者といたしました。

2. 豊田 賀一 (1964年8月22日生)

所有する当社の株式の数
4,046株

略歴、当社における地位、担当

- 1987年12月 当社入社
- 2006年1月 国際営業カンパニー Kobayashi Healthcare Europe, Ltd. 社長
- 2012年12月 国際事業部 欧米・中国戦略部 部長
- 2015年3月 国際事業部 欧米戦略部 部長
兼 Kobayashi Healthcare International, Inc. 社長
- 2023年3月 執行役員 国際事業部 事業部長
- 2025年1月 執行役員 国際事業本部 本部長 (現任)



新 任

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

同氏は、当社においてマーケティング職を経験したのち、イギリスおよびアメリカの現地法人の社長などの要職を歴任し、2023年から国際事業部長として販路の拡大、国際開発力、マーケティング力の強化に努め、国際事業部の発展に貢献してまいりました。こうした経営経験と実績を踏まえて、当社の舵取り役を担うことができる十分な能力を有しており、適任と考え、取締役候補者といたしました。

3. 松嶋 雄司 (1975年7月12日生)

所有する当社の株式の数
232株

略歴、当社における地位、担当

- 2003年 4月 藤沢薬品工業株式会社（現：アステラス製薬株式会社）入社
- 2014年 4月 内閣官房 健康医療戦略室出向
- 2017年10月 アステラス製薬株式会社 研究本部 モダリティ研究所 先端化学室 室長
- 2020年 4月 当社入社
- 2020年 7月 中央研究所 研究開発部 部長
- 2023年 1月 中央研究所 所長
- 2023年 3月 執行役員 中央研究所 所長
- 2025年 1月 執行役員 研究開発本部 本部長（現任）



新 任

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、2020年に中央研究所所長の候補者としてアステラス製薬株式会社から入社し、2023年より執行役員として中央研究所所長の任に当たり、中長期の大型投資戦略を立案、推進するとともに、研究開発の能力向上やガバナンス強化に努めてまいりました。こうした経験と実績を踏まえて適任と考え、取締役候補者といたしました。

4. 小林 章浩 (1971年5月13日生)

所有する当社の株式の数
9,264,704株

略歴、当社における地位、担当

- 1998年 3月 当社入社
- 2001年 6月 執行役員 製造カンパニープレジデント
- 2004年 6月 取締役 国際営業カンパニープレジデント 兼 マーケティング室長
- 2007年 6月 常務取締役
- 2009年 3月 専務取締役 製品事業統括本部 本部長
- 2013年 6月 代表取締役社長
- 2024年 8月 取締役 補償担当（執行役員）（現任）



重要な兼職の状況

再 任

取締役候補者とした理由

同氏は、2013年に当社代表取締役社長に就任して以来、製品開発や海外事業の強化、社員の意識改革等により、当社グループ全体の企業価値向上を牽引してきました。また、当社グループの更なる持続的成長を目指し、全社をあげた国際事業強化に加え、ESGに関わる施策やDX（デジタルトランスフォーメーション）を力強く推進してきました。2024年8月に本件事案における一連の当社対応についての経営責任を明確にするため、代表取締役社長を辞任し、取締役補償担当（執行役員）として、本件事案によって健康被害にあわれたお客様に十全な被害回復をしていただけるよう補償対応の業務を行ってまいりました。こうした経験と実績を踏まえ、補償を早期かつ適切に行い、当社の信頼回復を行う上で必要不可欠な人材であると考え、引き続き取締役候補者といたしました。

5. 片江 善郎 (1956年10月28日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

- 1981年 4月 株式会社小松製作所 入社
2003年 1月 同社 生産本部 大阪工場 総務部 部長
2013年 7月 同社 執行役員 秘書室長 危機管理担当
2015年10月 同社 執行役員 秘書室長 危機管理担当 兼 コマツ経済戦略研究所長
2017年 4月 同社 執行役員 秘書室長 総務,コンプライアンス管掌 危機管理担当
2018年 4月 同社 常務執行役員
2019年 7月 同社 顧問 (現任)
2022年 3月 当社 社外取締役 (現任)



再 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

重要な兼職の状況

株式会社小松製作所 顧問

在任年数

3年 (本総会終結時)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、株式会社小松製作所において執行役員、常務執行役員および顧問を務めてこられ、特に危機管理やコンプライアンスに関して高い見識と豊富な経験を有しています。これらを活かし当社の経営全般について提言し、当社の経営戦略に対する適切なモニタリングを行い、中長期的な企業価値を高めることに寄与しています。加えて、本件事案の発生前後の経緯を知る人材として、引き続き経営に関与いただくため社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の取締役として経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

6. 高橋 昭夫 (1956年3月15日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

- 1978年 4月 大和證券株式会社 入社
2009年 4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現:大和証券株式会社）専務取締役
2012年 6月 株式会社大和証券 グループ本社 取締役 兼 執行役副社長
2015年 4月 株式会社大和インベストメント・マネジメント 代表取締役社長
2015年12月 グリーンサーマル株式会社 社外取締役
2016年 3月 カンタツ株式会社 社外取締役
2017年 7月 バイオマス・フェュエル株式会社 社外取締役（現任）
2019年 6月 鈴茂器工株式会社 社外取締役（現任）
2019年12月 株式会社MTG 社外取締役



重要な兼職の状況

- バイオマス・フェュエル株式会社 社外取締役
鈴茂器工株式会社 社外取締役

在任年数

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大和証券株式会社、株式会社大和証券グループ本社等で要職を歴任し、2012年6月から株式会社大和証券グループ本社で取締役 兼 執行役副社長、2015年4月からは株式会社大和インベストメント・マネジメントで代表取締役社長を務めるなど、証券業務および上場会社の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験と能力を踏まえ、当社の資本市場および投資家に対する開示の意思決定ならびに経営の監督に貢献することを期待し、社外取締役候補者といたしました。

7. 毛利 正人 (1956年1月28日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

- 1979年 4月 国際電信電話株式会社（現:KDDI 株式会社）入社
2000年 9月 日本テレコム株式会社（現:ソフトバンク株式会社）入社
2005年 7月 中央青山監査法人 入所
2007年 6月 監査法人トーマツ（現:有限責任監査法人トーマツ）入所
2010年 7月 有限責任監査法人トーマツ ディレクター
2013年10月 クロウホーワス・グローバルリスクコンサルティング株式会社
代表取締役
2017年 4月 東洋大学 国際学部 グローバル・イノベーション学科 教授（現任）
2018年 6月 株式会社テクノスジャパン 社外監査役
2019年 3月 ベルトラ株式会社 社外監査役
2020年 6月 株式会社テクノスジャパン 社外取締役監査等委員
株式会社ぱど（現：株式会社Def consulting）
社外取締役監査等委員（現任）
2023年 3月 ベルトラ株式会社 社外取締役監査等委員（現任）



新 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

重要な兼職の状況

- 東洋大学 国際学部 グローバル・イノベーション学科 教授
株式会社Def consulting 社外取締役監査等委員
ベルトラ株式会社 社外取締役監査等委員

在任年数

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大学教授として会計のみならずリスクマネジメントや内部統制に関する豊富な見識や知識を有しています。また、事業会社や大手監査法人での勤務、コンサルティング会社の経営等の実務経験も豊富です。さらに、他社での社外役員としての幅広い経験や知識に基づき、独立の立場から業務執行を監督する役割を果たしてきました。こうした経験と実績を踏まえ、当社の内部統制、コーポレート・ガバナンスおよびリスクマネジメントの強化と実効的な経営の監督に貢献することを期待し、社外取締役候補者といたしました。

8. 松本 真輔 (1970年4月17日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

- 1997年 4月 第一東京弁護士会登録、西村総合法律事務所
(現:西村あさひ法律事務所外国法共同事業) 入所
- 1999年10月 長島・大野法律事務所 (現:長島・大野・常松法律事務所) 入所
- 2002年 9月 Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP, New York Office 勤務
- 2003年 3月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2004年 4月 中村・角田法律事務所 入所
- 2005年 1月 中村・角田・松本法律事務所 パートナー (現任)
- 2005年12月 東京弁護士会登録
- 2017年 3月 ビートレンド株式会社 社外監査役 (現任)
- 2023年 6月 総研化学株式会社 社外監査役 (現任)



重要な兼職の状況

- 中村・角田・松本法律事務所 パートナー
- ビートレンド株式会社 社外監査役
- 総研化学株式会社 社外監査役

在任年数

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士として会社法務に関する豊富な見識や知識を有しているのみならず、2017年3月よりビートレンド株式会社の社外監査役に就任し、2023年6月より総研化学株式会社の社外監査役に就任するなど、社外役員としての幅広い経験や知識に基づき、独立の立場から業務執行を監督する役割を果たしてきました。こうした経験と実績を踏まえ、当社のコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンスを強化し、実効的な経営の監督に貢献することを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の取締役として経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

9. 楠本 美砂 (1972年2月16日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

- 1994年 4月 P&G ファー・イースト・インク (現:P&G ジャパン) 入社
- 1997年10月 同社「SK-II」シニアアシスタントブランドマネージャー
- 1999年10月 同社 食品・飲料カテゴリー 新ブランド開発マネージャー
- 2001年10月 マーケティング コンサルタント業 (現任)
- 2013年10月 株式会社グロービス マネジメントスクール 外部講師 (現任)
- 2022年 2月 セルファクター株式会社 取締役 CMO (現任)
- 2024年 2月 株式会社ノースサンド 社外取締役 (現任)



新 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

重要な兼職の状況

- マーケティング コンサルタント業
- 株式会社グロービス マネジメントスクール 外部講師
- セルファクター株式会社 取締役 CMO
- 株式会社ノースサンド 社外取締役

在任年数

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、P&Gジャパンにおいて化粧品、食品、飲料等に関するブランドマネージャーとして経験を積んだ後、個人でマーケティング コンサルタント業を開業し、大手化粧品メーカー、大手製薬会社等のマーケティングアドバイザーとして活躍してきました。その経験と実績から、当社事業および商品のブランディング・経営戦略の改善に貢献できる人材であるとともに、当社のダイバーシティ経営の推進のために有益な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。

10. 門川 俊明 (1965年12月5日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

- 1996年 3月 慶應義塾大学 医学研究科 博士課程卒業
1999年 1月 同大学 医学部 助手
1999年 7月 ワシントン大学 腎臓内科 リサーチフェロー
2002年 4月 慶應義塾大学 医学部 腎臓内分泌代謝内科 助手
2007年 4月 同大学 医学部 腎臓内分泌代謝内科 助教
2014年 7月 同大学 医学部 医学教育統轄センター 教授（現任）
2020年 6月 日本腎臓学会 理事
2021年10月 同大学 医学部 副学部長（現任）
2024年 7月 日本医学教育学会 理事（現任）



新 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

重要な兼職の状況

- 慶應義塾大学 医学部 医学教育統轄センター 教授
同大学 医学部 副学部長
日本医学教育学会 理事

在任年数

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、慶應義塾大学医学部の医師として、腎臓内分泌代謝の領域において豊富な治療経験や研究実績を有しております。また、同大学の医学部の副学部長、日本腎臓学会および日本医学教育学会の理事を務め、組織運営の実績も有しています。こうした経験と実績を踏まえ、専門的かつ技術的な観点から当社取締役会の監督機能の強化に貢献することを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に会社の取締役として経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

-
- (注) 1.片江 善郎氏、高橋 昭夫氏、毛利 正人氏、松本 真輔氏、楠本 美砂氏および門川 俊明氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしています。当社は、片江 善郎氏を同取引所の定める独立役員として届け出しており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、高橋 昭夫氏、毛利 正人氏、松本 真輔氏、楠本 美砂氏および門川 俊明氏の選任が承認された場合、各氏を同取引所に届け出る予定です。
- 2.片江 善郎氏とは、社外取締役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、同氏の再任が承認された場合、本契約を更新する予定です。また、高橋 昭夫氏、毛利 正人氏、松本 真輔氏、楠本 美砂氏および門川 俊明氏とは、各氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定です。その契約の内容の概要は、次のとおりです。
- 社外取締役は、本契約締結後に、社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。
- 3.各取締役候補者の選任が承認された場合、各候補者と当社との間で会社法第430条の2第1項の規定による補償契約を締結する予定です。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補填することとする予定であります。
- 4.当社は、本件事案に関して、2024年3月22日付で、対象製品の自主回収を行うことを公表し、その後2024年3月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象品の回収を命じる旨の行政処分を受けました。片江 善郎 氏は、本件事案の判明前においても、日頃から、取締役会等において、リスク管理や法令遵守の視点に立った提言等を行っておりました。また、本件事案の判明後においては、他の社外取締役とともに、本件事案における一連の当社対応につき、取締役会が主導的に調査し、事後の検証を行う体制を構築し、法曹三者出身の専門家からなる事実検証委員会の設置等を進めるとともに、取締役会等において、原因究明や被害補償、再発防止等を含め、本件事案への適切な対応がなされるよう提言等を行っており、その職責を適切に果たしております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いします。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

たか い しん た ろう
高井 伸太郎

(1973年1月24日生)

所有する当社の株式の数

0株

略歴、当社における地位

1999年 4月 長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）入所
2004年 6月 The University of Chicago Law School (LL.M.) 卒業
2007年 1月 長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
2016年 6月 高井＆パートナーズ法律事務所 代表弁護士
2024年 7月 TXL法律事務所 代表弁護士（現任）



重要な兼職の状況

TXL法律事務所 代表弁護士
三起商行株式会社 社外監査役

補欠社外監査役

独立役員

補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士として特にコーポレート・ガバナンスに関して豊富な経験および専門性の高い知識を有していることに加えて、国際領域における法務面での造詣が深く、当社が注力する国際化においてその推進はもとより、ガバナンスの体制強化に繋がるものと考えています。こうした観点から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけることを期待し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 同氏とは、社外監査役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定です。その契約の内容の概要は次のとおりです。
- 社外監査役は、本契約締結後に、社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。
4. 同氏が監査役に就任した場合、同氏と当社との間で会社法第430条の2第1項の規定による補償契約を締結する予定です。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補填することとする予定であります。

■取締役候補者および補欠監査役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果斷な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年7月に更新予定となっています。第2号議案（取締役10名選任の件）でお諮りする取締役の各候補者のうち再任の取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合に引き続き被保険者となります。また、新任の取締役候補者については、選任が承認された場合に当該保険契約の被保険者となり、第3号議案（補欠監査役1名選任の件）でお諮りする補欠監査役候補者については、監査役に就任した場合に当該保険契約の被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し法律上の損害賠償責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある費用および訴訟費用等について填補します。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

【ご参考】

当社の取締役候補者が有する知識・経験・能力等の専門性は以下のとおりです。

取締役	企業経営	グローバル ビジネス	組織 マネジメント ・人材開発	ESG・ サステナビリティ	マーケティング ・営業	財務 ・会計	法務・ リスクマネジメント	DX・IT ・デジタル	研究開発 (新設)	医療・医薬 (新設)
大田 嘉仁	●	●	●	●						
豊田 賀一		●	●		●					
松嶋 雄司			●						●	●
小林 章浩	●	●	●	●	●			●		
片江 善郎		●	●	●			●			
高橋 昭夫	●		●			●				
毛利 正人	●	●	●	●		●	●			
松本 真輔			●	●			●			
楠本 美砂		●	●		●			●		
門川 俊明			●						●	●

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

監査役会の構成

氏名			現在の当社における 地位、担当	取締役会出席率 (出席回数／開催回数)	監査役会出席率 (出席回数／開催回数)
現任 男性	やまわき 山脇 明敏		常勤監査役	100% (17回／17回)	100% (13回／13回)
現任 男性	かわにし 川西 貴		常勤監査役	100% (17回／17回)	100% (13回／13回)
現任 女性	はつた 八田 陽子	社外監査役 独立役員	社外監査役	100% (17回／17回)	100% (13回／13回)
現任 男性	もりわき 森脇 純夫	社外監査役 独立役員	社外監査役	100% (17回／17回)	100% (13回／13回)

取締役および監査役の選任と指名に関する方針・手続

取締役会には「業務執行上の意思決定」と「業務執行の監督」という2つの機能が存在することを前提として、前者においては各事業における知識や経験、後者においては経営的視点や経験を持つことを重視しています。加えて、女性や外国人という視点だけではなく、その人が持つ価値観も多様性の1つと考えており、当社にはない考えを持つことも重要と考えています。

以上の考えの下、当社は取締役および監査役の選任と指名に関する方針・手続として、以下の内容を人事指名委員会で協議の上、取締役会で定めています。

①社内取締役の選任基準

取締役会におけるコーポレート・ガバナンスの実効性を担保し、当社の中長期にわたる企業価値の向上に資する人物として、会長・社長以下の経営陣および取締役候補者を以下の基準に基づき選任する。

- ・当社の事業内容を熟知し、豊富な経験・高い見識を有する人物
- ・当社の経営理念および行動規範を体現している人物
- ・高いコンプライアンス意識を有し、人格に優れた人物
- ・性別・国籍等の個人の属性に依らず、専門性のバランスを考慮した上で多様性が考慮された取締役構成となっていること

②社外取締役の選任基準

社外の独立した立場から業務執行の監督機能を強化すると同時に当社の経営戦略および業務執行に適切な助言を行うことを目的とし、社外取締役候補者は以下の基準に基づき、原則複数名を選任する。

- ・当社にとって有用な専門分野における豊富な経験と高い見識を有している等、業務遂行や経営戦略に対する適切な監督および助言を行う能力を有すること
- ・一般株主との利益相反が生じる恐れのない人物であること
- ・原則として、社外取締役のうち1名は企業の経営経験を有する人物となっていること

③監査役の選任基準

業務執行から独立した立場から取締役の職務を監査することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを目的とし、監査役は以下の基準に基づき、原則複数名を選任する。

- ・豊富な経験を有し、全社的な観点に立ち、公正不偏の態度で監査をすることができる
- ・監査役のうち、最低1名は、財務および会計に関して相当の知見を有すること

④取締役（社内・社外）選任手続

人事指名委員会にて候補者案を審議し、候補者の有する経験・知識やこれまでの業績を踏まえて妥当性を確認した上で、取締役会において選任候補者の指名を実施、株主総会における承認を受ける。

⑤取締役（社内・社外）解任基準と解任手続

取締役の解任については、業績等の評価を踏まえその機能を果たしていないと認められる場合、または今後職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、および不正または法令・定款に違反する行為が認められた場合において、人事指名委員会の答申を経て、取締役会にて決議を行い、株主総会に付議する。

独立社外役員を選任する際に重視する点

独立社外役員（社外取締役および社外監査役）を選任するに際し、社内取締役や経営陣幹部に対してはっきり意見を述べることができるかを最も重視しています。また、以下のいずれにも該当しない者を独立社外役員とする客観的な基準を設けています。

1. 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先（注2）もしくはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭等（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
4. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者またはその業務執行者
5. 当社大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
6. 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
7. 過去2年間において1から6までに該当していた者
8. 次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
 - (a) 上記1から7までに掲げる者
 - (b) 当社またはその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役または会計参与を含む）
 - (c) 最近において（b）に該当していた者

（注1）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社の各対象事業年度における当社グループと当該取引先の間の当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円超または当該事業年度内に終了する当該取引先の連結会計年度における連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。

（注2）当社グループの主要な取引先とは、当社の各対象事業年度における当社グループの当該取引先に対する当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円超または当社の当該事業年度における連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。

（注3）多額の金銭等とは、その総額が1事業年度につき、個人の場合は1,000万円超、団体の場合は1,000万円超または連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか高い方の額を超えることをいう。

（注4）多額の寄付とは、その総額が1事業年度につき、個人の場合は500万円超、団体の場合は500万円超または連結売上高もしくは総収入の1%のいずれか高い方の額を超えるものをいう。

以上

×モ

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1. 当社グループの現況

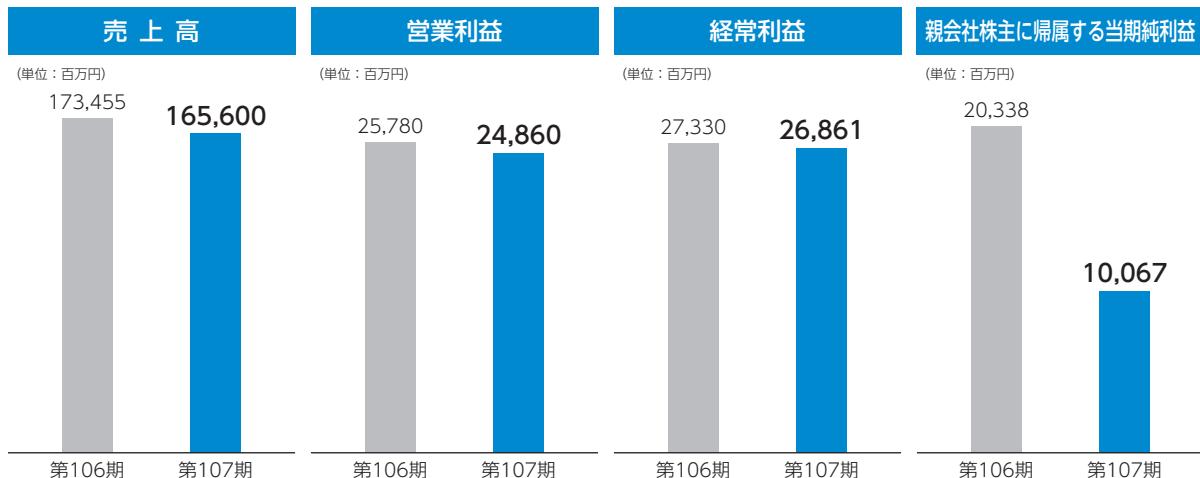
(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルス感染症の落ち着きに伴って多くの国で経済活動が再開し、国・地域を越えた移動も増加傾向になる中、原材料価格の高騰やエネルギーコスト上昇に伴う消費低迷の懸念や、地政学リスクの高まりなど、先行き不透明な状況が続きました。

加えて、当連結会計年度においては、本件事案に関して、2024年3月22日付で、対象製品の自主回収を行うことを公表し、その後2024年3月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象品の回収を命じる旨の行政処分を受けました。これを受け、健康被害にあわれたお客様やお取引先様への補償、原因の究明、再発防止に向けた取り組みを進めました。

以上の結果、売上高は165,600百万円（前期比4.5%減）、営業利益は24,860百万円（同3.6%減）、経常利益は26,861百万円（同1.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,067百万円（同50.5%減）となりました。



② 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業部門	事業内容
国内事業	医薬品、口腔衛生品、芳香消臭剤、衛生雑貨品、スキンケア製品、食品等の製造販売
国際事業	米国・中国・東南アジアを中心とする、カイロや額用冷却シート等の製造販売

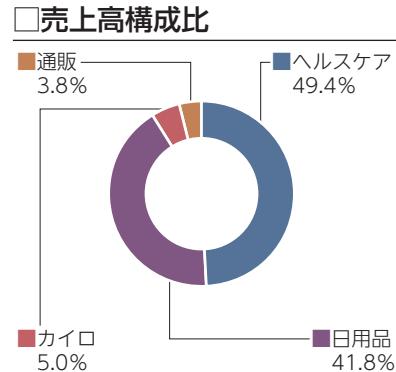
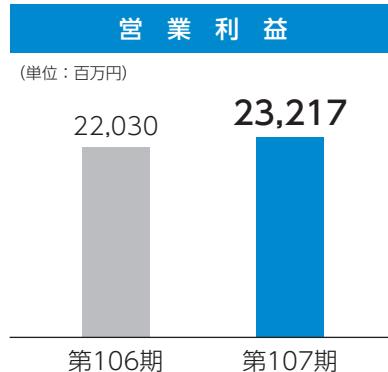
■国内事業

売上高構成比
72.4%

当事業では、お尻などのブツブツ治療薬「ヒプキュア」や、香りで気持ちを整えることをを目指して調香した機能性芳香剤「Sawaday+ &Emotion（サワデーアンドエモーション）」、10大悪臭に効く香りでごまかさない無香料の消臭剤「消臭元ZERO（ゼロ）」や、バリア機能の低下により繰り返す、顔の乾燥荒れや炎症などのトラブルを肌の奥から改善する乾燥荒れ治療薬「キュアレアドライ」など、春に15品目、秋に17品目の新製品を発売し、売上に貢献しました。また、訪日外国人数の増加に伴い、インバウンド需要も増加し、売上に貢献しました。

しかしながら、本件事案の影響で、特にサプリメントを含む食品カテゴリーが苦戦し、ヘルスケアが減収となりました。

一方、本件事案を発表した2024年3月22日以降、国内は全製品の広告を停止している中でも、特に芳香消臭剤が牽引し、日用品は増収となりました。カイロについては、今シーズンは気温低下により好調に推移したものの、昨シーズンの暖冬により返品が増えたため、減収となりました。また、通販においては、定期購入の解約が増えた影響で減収となりました。



Sawaday+ &Emotion



消臭元ZERO



ヒプキュア



キュアレアドライ

■国際事業

売上高構成比
27.3%

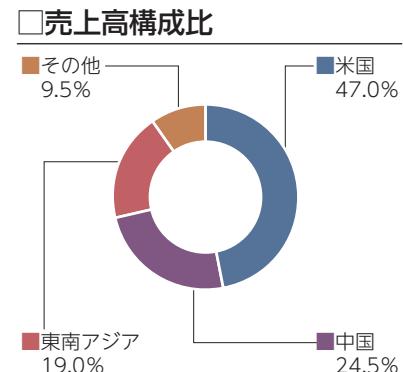
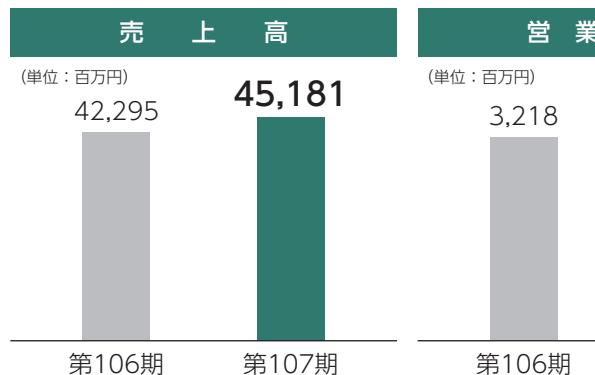


当事業では、米国・中国・東南アジアを中心に、カイロや額用冷却シート「熱さまシート」、外用消炎鎮痛剤「アンメルツ」などを販売しており、広告や販売促進など積極的に投資することで、売上拡大に努めました。

米国：サプリメント・一般医薬品を販売しているFocus社（2023年10月に買収）の売上貢献がありました。また、為替変動の影響による売上の増加も寄与し、増収となりました。

中国：本件事案で自主回収を発表した2024年3月22日から2024年8月まで広告を停止していたことによる売上不振の影響や、例年に比べインフルエンザなどの感染症が流行せず、「熱さまシート」の需要が低迷したことにより、減収となりました。

東南アジア：主力の「熱さまシート」と「アンメルツ」が好調に推移し、円安による為替変動の影響による売上の増加も寄与し、増収となりました。



Focus社の主力品
[Garlique]



中国の熱さまシート
[氷宝貼]



マレーシアのアンメルツ
[AMMELTZ YOKO YOKO]

③ **設備投資の状況**

当期実施しました設備投資は、「全世界に供給可能な医薬品工場」の建設に伴う建物や生産設備の増加等で、総額は24,861百万円となりました。

④ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

⑤ **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑥ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑦ **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

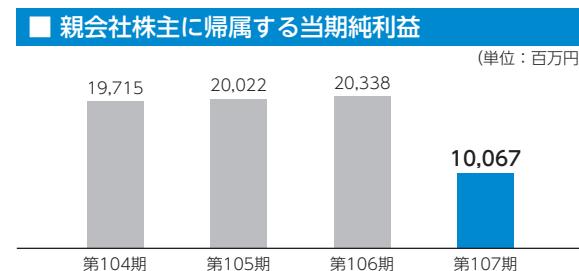
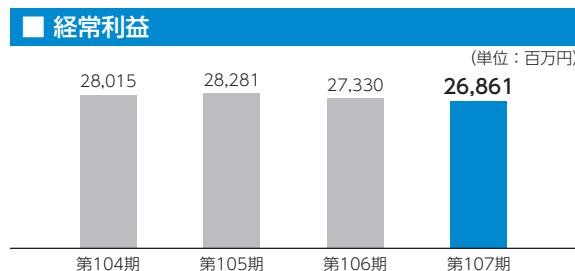
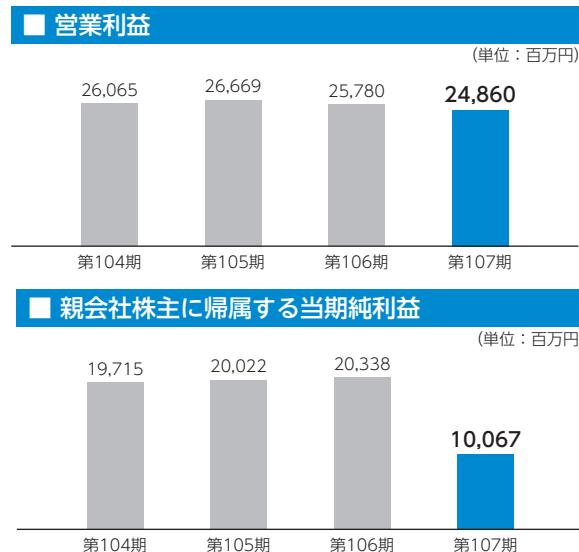
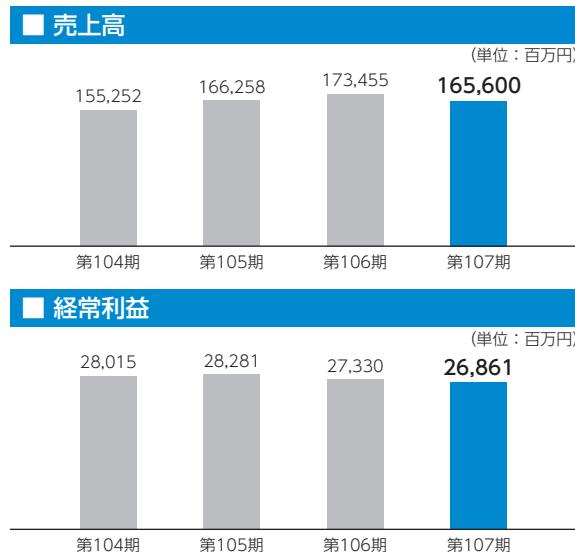
⑧ **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

	第104期 (2021年12月期)	第105期 (2022年12月期)	第106期 (2023年12月期)	第107期 (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	155,252	166,258	173,455	165,600
営 業 利 益 (百万円)	26,065	26,669	25,780	24,860
経 常 利 益 (百万円)	28,015	28,281	27,330	26,861
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,715	20,022	20,338	10,067
1株当たり当期純利益 (円)	252.36	259.63	268.16	135.42
純 資 産 (百万円)	195,600	197,900	204,816	213,471
総 資 産 (百万円)	252,554	255,827	267,473	265,368

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均株式総数に基づき算出しております。



×モ

(3) 対処すべき課題

当社は、紅麹関連製品によって健康被害にあわれたお客様や損害を受けられた企業様に対する補償を最優先課題と捉え誠実かつ適切に実行してまいります。また、当社は、P3~8に記載しました再発防止策を着実に実行してまいります。

その上で、新たな小林製薬として再成長を図るためのアクションプランとして、①「構造改革の推進」、②「成長回帰に向けた開発基本方針」を定め進捗させてまいります。なお、アクションプランのより詳細な内容については、今後中長期で実現する「当社のありたい姿」を改めて見直し、2025年8月の第2四半期決算発表において長期の戦略と共に公表することを目指してまいります。

①構造改革の推進

a. ポートフォリオマネジメント経営の推進

これまでの事業拡大を最優先とした経営により、限られたリソースを多数の事業に対して配分しなければならず、投資が分散されてしまう実態がありました。その結果、品質への投資といった事業拡大への寄与が見えにくい事項への投資が劣後する状況が顕在化してきました。中長期の事業成長を実現するためには、中核領域と変革領域を整理し、外部環境の変化に柔軟に対応しながら、ポートフォリオを変えていくことが不可欠です。そこで、ポートフォリオマネジメント経営を積極的に推進してまいります。

今後、ポートフォリオマネジメント経営を通じてカテゴリーごとにメリハリをつけた戦略とすることで、製品構成も再編していきます。この取り組みにより、収益構造を回復し、粗利率の向上を図ってまいります。短期的なアクションとしてはSKU[※]数の最適化、広告効率の改善が急務であると考え、下記のとおり実践してまいります。

(※) 「SKU」とは、Stock Keeping Unit (商品最小単位) を指します。

SKU数の最適化

- ・生産性の向上、製品品質の向上、利益率改善を目的として、SKU数25%の削減をターゲットとする
- ・今後の当社のビジネスモデルとして適切なSKU数を見極める

広告効率の改善

- ・Web広告へシフトすることで各ブランドのユーザー層（ターゲット）への訴求力を強める
(広告を再開した後に実行)
- ・2割程度の広告効果の改善を目標に、ブランド毎、媒体毎の広告投資を最適化させる

b. 不採算事業の見直し

固定費の軽量化だけでなく、人的資本の活用を含む品質・安全投資のリソースの拡充を目的に、不採算事業の整理も視野に入れた抜本的な経営改革を実践してまいります。

②成長回帰に向けた開発基本方針

a. 新製品開発

お客様にリピートされる確かな品質と機能にこだわった新製品開発を推し進めてまいります。加えて、新製品販売後もお客様目線での改良と製品コミュニケーションを徹底することで、お客様の生活に根づき、5年を超えて愛される、なくてはならない製品として価値を高めていくことを目指します。

b. 海外事業成長

今後も海外事業を成長の柱として位置付け、グローバルブランドを定めて、引き続き投資を拡充させてまいります。一方、今後は限られたリソースを効率よく資本循環させるため、成長国を見極めた上で各地域の戦略を明確にし（例えば、東南アジアでは、タイ、マレーシアに続く成長国へ積極的に展開）、メリハリをつけた投資により期待されるリターンを最大化させていく方針とします。

c. 新規事業への布石

新規事業の進め方を再考するべく、当期より既存事業と切り離した組織として、「新規事業準備室」を設けています。今後は、当社の戦うべき新規事業領域を定め、リソースを集約して推し進めてまいります。

以上の取り組みにより、およそ3年後には本件事案前の利益水準に戻したいと考えています。

(4) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
富 山 小 林 製 薬 株 式 会 社	百万円 100	% 100.0	医 薬 品 等 の 製 造
仙 台 小 林 製 薬 株 式 会 社	200	100.0	芳 香 ・ 消 臭 剤 等 の 製 造
桐 灰 小 林 製 薬 株 式 会 社	49	100.0	カ イ 口 等 の 製 造
愛 媛 小 林 製 薬 株 式 会 社	77	100.0	衛 生 雜 貨 品 等 の 製 造
小 林 製 薬 プ ラ ッ ク ス 株 式 会 社	95	100.0	合 成 樹 脂 加 工 品 の 製 造
Kobayashi Healthcare International, Inc.	米 ド ル 6,200	100.0	米 国 現 地 法 人 の 統 括
Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC	米 ド ル 5,000	100.0 (100.0)	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売
Focus Consumer Healthcare, LLC	米 ド ル 17,936,683	100.0 (100.0)	サ プ リ メ ン ト ・ 医 薬 品 等 の 製 造 ・ 販 売
合 肥 小 林 日 用 品 有 限 公 司	中 国 元 232,661,780	100.0 (100.0)	日 用 品 等 の 製 造
合 肥 小 林 薬 業 有 限 公 司	中 国 元 46,799,591	90.0	漢 方 製 劑 品 の 製 造
小 林 製 薬 (香 港) 有 限 公 司	香 港 ド ル 1,570,000	100.0	日 用 品 等 の 販 売
小 林 製 薬 (中 国) 有 限 公 司	中 国 元 560,394,743	100.0	日 用 品 等 の 販 売 ・ 中 国 現 地 法 人 の 統 括
江 蘇 小 林 製 薬 有 限 公 司	中 国 元 50,000,000	100.0 (100.0)	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売

(注) 「出資比率」欄の(内書)は間接所有割合です。

2. 会社の現況

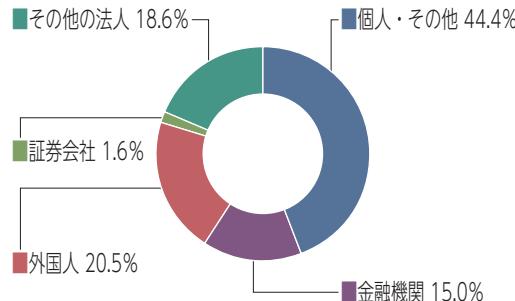
(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 340,200,000株
- ② 発行済株式の総数 78,050,000株
- ③ 株主数 58,270名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
小林 章浩	9,264	12.46
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	7,004	9.42
公益財団法人 小林財団	6,000	8.07
Oasis Japan Strategic Fund Ltd.	3,855	5.19
渡部 育子	2,325	3.13
株式会社 フォーラム	2,071	2.79
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND Y LTD.	2,039	2.74
Oasis Investments II Master Fund Ltd.	1,946	2.62
井植 由佳子	1,863	2.51
株式会社 慧光	1,700	2.29

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,711,181株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況



⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 根 聰	－	公益財団法人小林製薬青い鳥財団 理事長
取 締 役	小 林 章 浩	補償担当	
社 外 取 締 役	伊 藤 邦 雄	－	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻 名誉教授 東レ株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	佐々木 かをり	－	株式会社ユニカルインターナショナル 代表取締役社長 株式会社イー・ワーマン 代表取締役社長 株式会社エージーピー 社外取締役 株式会社テレビ東京ホールディングス 社外取締役 株式会社マルエツ 社外取締役
社 外 取 締 役	有 泉 池 秋	－	株式会社きらぼし銀行 社外監査役 ウシオ電機株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	片 江 善 郎	－	株式会社小松製作所 顧問
常 勤 監 査 役	山 脇 明 敏	－	
常 勤 監 査 役	川 西 貴	－	
社 外 監 査 役	八 田 陽 子	－	日本製紙株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役 広栄化学株式会社 社外取締役
社 外 監 査 役	森 脇 純 夫	－	石井法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役の山根 聰、小林 章浩の2名は執行役員を兼務しております。
この他、2024年12月31日現在の執行役員は、大脇 藤人、小野山 敦、豊田 賀一、松下 拓也、佐藤 淳、
渡邊 淳、松嶋 雄司、小堀 健司、山下 健司、石戸 亮、中川 由美、佐藤 圭、木村 孝行の13名が在任してい
ます。
2. 取締役 伊藤 邦雄氏、取締役 佐々木 かをり氏、取締役 有泉 池秋氏、取締役 片江 善郎氏、監査役 八田 陽
子 氏および監査役 森脇 純夫氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準の全ての要件を満たしており、
株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出ています。

3. 監査役 八田 陽子氏は、過去、税理士法人で業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 伊藤 邦雄氏、取締役 佐々木 かをり氏、取締役 有泉 池秋氏、取締役 片江 善郎氏、監査役 山脇 明敏 氏、監査役 川西 貴氏、監査役 八田 陽子氏および監査役 森脇 純夫氏とは、役員としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする契約を締結しております。
5. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりあります。

なお、取締役 小林 一雅氏は、2024年7月23日付で代表取締役会長および取締役を辞任いたしました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小林一雅	代表取締役会長および取締役	—	2024年7月23日
	理事長 (公益財団法人小林財団)	理事長 (公益財団法人小林財団)	
小林章浩	代表取締役社長	取締役 補償担当 (執行役員)	2024年8月8日
	理事長 (公益財団法人小林製薬青い鳥財団)	—	
山根 聰	専務取締役 サステナビリティ経営本部 本部長	代表取締役社長	2024年8月8日
	—	理事長 (公益財団法人小林製薬青い鳥財団)	
有泉池秋	社外監査役 (いであ株式会社)	—	2024年3月28日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役ならびに執行役員、関係会社社長を含む部長職相当以上の管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

③ 取締役および監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年9月28日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会（社外取締役、代表取締役および人事担当取締役で構成）へ諮問し、答申を受けています。

＜取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針＞

- (a) 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を動機づける報酬体系であること
- (b) 会社業績との連動性が高く、取締役の担当職務における成果責任達成への意欲を向上させるものであること
- (c) 株主との利害の共有を図り、株主重視の経営意識を高めるものであること
- (d) 報酬の決定プロセスは、透明性・客觀性の高いものであること
- (e) 競争優位の構築と向上のため、優秀な経営陣の確保に資する報酬水準であること

＜取締役報酬制度の内容の概要＞

取締役の報酬制度は「基本報酬」と業績に応じて変動する「短期インセンティブ報酬（STI）」および「長期インセンティブ報酬（LTI）」からなり、業績向上ならびに中長期的な成長を動機づける設計としています。

報酬項目 (構成割合)	報酬の概要
基本報酬 (70%)	固定の金銭報酬。役位に応じた職務遂行および着実な成果創出を促すため、業績に応じて毎年改定される。
STI (30%)	単年業績に連動した金銭報酬。事業年度毎の業績目標の達成を促すため、単年の業績等に応じて毎事業年度終了後に算定される。
LTI (-)	中長期の業績に連動した金銭報酬。中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画期間終了時点の目標達成度合および株価に応じて、中期経営計画終了後に算定される。

- (注) 1. 社外取締役および監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしています。
2. 基本報酬およびSTIについては、各報酬額を12で除した金額の合計を毎月金銭で支給します。LTIは、3年に一度、中期経営計画終了直後の株主総会後（4月）に金銭で支給します。

< 報酬算定方法の概要 >

算定方法の概要	
・基本報酬=A×B	
A : 前年基本報酬額	
B : 下記イ) およびロ) に基づいて算出される改定率	
イ) 前年の業績評価指標（連結売上高：EPS：ROE=1:1:1）の達成率	
ロ) 活躍期待値に応じて決定される定性評価	
・STI=A×B	
A : 基本額（基本報酬の30/70）	
B : 下記イ) およびロ) に基づいて算出される係数	
イ) 業績評価指標（連結EBITDAマージン：EPS=1:1）の対前年比	
ロ) 活躍期待値に応じて決定される定性評価	
・LTI=A×B×C	
A : 中期経営計画最終年度の12月各日の終値平均株価（上限15,000円）	
B : 役位に応じて予め定められた最大付与ポイント	
C : 下記イ) およびロ) の各達成度により算出される支給率	
イ) 中期経営計画終了時点における業績評価指標（連結売上高：EPS：ROE=1:1:1）の目標達成率	
ロ) ESG評価指標（社内指標8項目および外部指標1項目）の目標達成度合	

- (注) 2023～2025年を対象とする中期経営計画の業績指標と役員報酬の評価指標を連動させるため、2023年2月14日開催の取締役会において以下2点を変更する決議を行っています。
- ・STIの業績評価指標の「連結営業利益率」を「連結EBITDAマージン」に変更
 - ・LTIの業績評価指標に「ESG評価指標」を追加

< 算定に用いられる評価指標およびその選定理由 >

評価指標	指標選定理由
連結売上高	事業の規模拡大により競争優位性と収益の拡大を図るため
EPS	持続的に株主価値の最大化を図るため
ROE	資本の効率化により収益性を向上させるため
連結EBITDAマージン	売上高に対し効率的に利益を上げることにより、収益の拡大を図るため
ESG評価指標	ESGの取組みをより力強く推進するため

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	376 (63)	285 (63)	91 (-)	— (-)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	50 (14)	50 (14)	— (-)	— (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	426 (77)	335 (77)	91 (-)	— (-)	11 (6)

(注) 1. 当社取締役は、上記支給額以外に使用人としての給与の支給を受けていません。

- 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第97期定時株主総会において、年額9億円以内（うち社外取締役分1億円以内）と決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。
- 監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第91期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。
- 上表には、2024年7月23日付で辞任した取締役1名へ支給した報酬等を含んでいます。
- 本件事案における一連の当社対応についての経営責任を明確にするため、取締役 山根 聰および取締役 小林章浩から、報酬の一部自主返上の申し出があり、報酬諮問委員会を経て、2024年7月23日開催の取締役会で下記のとおり役員報酬の一部自主返上を受けることとしました。なお、2024年1月から同年6月までの取締役 山根 聰および取締役 小林章浩の月額報酬は、当該時点において支払済みであったため、上掲の表の総額には自主返上分の報酬額も含まれておりますが、下記のとおり自主返上を受けるに至っております。
- また、社外取締役および監査役からも、当社の企業価値向上に向けて、全社一丸となって再発防止策を実行していくにあたり、社内の役職員との信頼関係をより一層強めて、取り組みを進めるべく、報酬の一部辞退の申し出があり、報酬諮問委員会を経て、2024年10月8日開催の取締役会で下記のとおり役員報酬を一部辞退する旨の申し出を受けることとしました。なお、社外取締役および監査役の一部辞退分の報酬額は、上掲の表の総額には含めておりません。

取締役 山根 聰 : 2024年1～6月の6ヶ月間の月額報酬40%の自主返上
取締役 小林 章浩 : 2024年1～6月の6ヶ月間の月額報酬50%の自主返上
社外取締役および監査役 : 2024年10～12月の3ヶ月間の月額報酬10%の受領辞退

-
6. 業績運動報酬等は2024年度に支払った短期インセンティブ報酬（STI）です。算定に使用された評価指標の実績値は以下のとおりです。なお、当事業年度は、中期経営計画の適用期間の中間年にあたるため、長期インセンティブ報酬（LTI）の支払いは発生しておりません。

	2022年実績	2023年実績	前年比（STI）
連結EBITDAマージン	319億円	317億円	99.3%
EPS	259.63円	268.16円	103.3%

7. 各取締役の個人別の報酬額については、報酬諮問委員会の答申に基づき、代表取締役社長（2024年8月8日付の代表取締役の異動前は小林 章浩、同異動後は山根 聰）に一任することを取締役会で決定しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門、専門性について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。
8. 代表取締役社長が決定する報酬額の妥当性については、社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会において、評価および評価結果に基づく報酬額が公正かつ適正であると判断されています。そのため、当社取締役会は、当該事業年度における個人別の報酬等の内容が「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に沿うものと判断しています。
9. 当社は、2009年6月26日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間にに対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。

④ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

会社における地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
社外取締役	伊藤 邦雄	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻	名誉教授	特記事項なし
		東レ株式会社	社外取締役	特記事項なし
社外取締役	佐々木 かわり	株式会社ユニカルインターナショナル	代表取締役社長	特記事項なし
		株式会社イー・ウーマン	代表取締役社長	あり（注）
		株式会社エージーピー	社外取締役	特記事項なし
		株式会社テレビ東京ホールディングス	社外取締役	特記事項なし
		株式会社マルエツ	社外取締役	特記事項なし
社外取締役	有泉 池秋	株式会社きらぼし銀行	社外監査役	特記事項なし
		ウシオ電機株式会社	社外取締役	特記事項なし
社外取締役	片江 善郎	株式会社小松製作所	顧問	特記事項なし
社外監査役	八田 陽子	日本製紙株式会社	社外取締役	特記事項なし
		味の素株式会社	社外取締役	特記事項なし
		広栄化学株式会社	社外取締役	特記事項なし
社外監査役	森脇 純夫	石井法律事務所	パートナー 弁護士	特記事項なし

(注) 社外取締役 佐々木 かわり氏が代表取締役社長を務める株式会社イー・ウーマンが主催する「国際女性ビジネス会議」におけるダイバーシティの考えに当社は賛同し、従業員10名が同会議に参加しております。当該参加に係る費用の総額は年間10百万円以下であり、当社の定める独立社外取締役の選任に関する基準を満たしています。

b. 当期における主な活動状況

氏名 (会社における地位)	主な活動内容および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会 出席回数
		監査役会 出席回数
伊藤 邦雄 (社外取締役)	会計・経営学者として、また政府の各種委員会・研究会のリーダーを務める中で得た最先端の知見をもとに、資本効率、人的資本の活用、投資家との対話等に関する発言を多数行いました。また、本件事案を受け、人事指名委員会および報酬諮問委員会の委員長として、当社の信頼回復とさらなる企業価値向上にとって最適な取締役会のあり方の検討を主導し、客観的な立場から透明性のある人事、報酬の決定に貢献しました。	17回/17回 —
佐々木かおり (社外取締役)	企業経営者、他社社外役員としての経験や女性活躍、ダイバーシティ経営の先駆者としての見識に基づく発言を積極的に行いました。また、本件事案の公表およびその後の対応の審議においては、D&E&I（ダイバ-シティ&イクイティ&インクルージョ-ン）の観点を踏まえ、社内外のステークホルダーへの発信方法について多くの助言を行いました。	17回/17回 —
有泉 池秋 (社外取締役)	本件事案発生後、事実検証委員会調査報告を受けた取締役会の総括および再発防止策の策定にあたっては、日本銀行でのリスク対応経験、また当社および他社での監査役の経験に基づき、当社の内部統制、危機管理、危機対応の問題点について的確に指摘するとともに、再発防止活動の進捗を厳しく監督し、社外取締役として期待された役割を果たしました。	17回/17回 —
片江 善郎 (社外取締役)	グローバル企業の企業管理で培った経験に基づいて、生産拠点戦略、危機管理、コンプライアンスの観点での発言を積極的に行いました。また、本件事案発生後は、有事下での組織マネジメントのあり方や社内コミュニケーションの重要性を執行に対して助言し、期待された役割を果たしました。	17回/17回 —
八田 陽子 (社外監査役)	豊富な国際税務の知見、他社社外役員を歴任して得た経験を元に、主に会計、税務に関する発言を行うなど、取締役、執行役員による職務執行の監査を行いました。また、本件事案発生後は、本件事案の発生原因と取締役の責任について、監査役としての独自調査・意見形成に参加し、独立社外監査役として期待された役割を果たしました。	17回/17回 13回/13回
森脇 純夫 (社外監査役)	取締役会においては、弁護士としての豊富な経験と知見に基づいて、適正な判断がなされるべく法的観点から適時適切な質問・意見具申を行いました。また、本件事案発生後は、本件事案の発生原因と取締役の責任について、監査役としての独自調査を主導するとともに、取締役会においても執行の問題点を厳しく指摘するなど、独立社外監査役として期待された役割を果たしました。	17回/17回 13回/13回

(注) 当社は、本件事案に関して、2024年3月22日付で、対象製品の自主回収を行うことを公表し、その後2024年3月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象品の回収を命じる旨の行政処分を受けました。

社外取締役の各氏は、本件事案の判明前においても、日頃から、取締役会等において、リスク管理や法令遵守の視点に立った提言等を行っておりました。また、本件事案の判明後においては、他の社外取締役とともに、本件事案における一連の当社対応につき、取締役会が主導的に調査し、事後の検証を行う体制を構築し、事実検証委員会の設置等を進めるとともに、取締役会等において、原因究明や被害補償、再発防止等を含め、本件事案への適切な対応がなされるよう提言等を行っており、その職責を適切に果たしております。

社外監査役の各氏は、本件事案の判明前においても、日頃から、取締役会等において、リスク管理や法令遵守の視点に立った提言等を行っておりました。また、本件事案の判明後においては、他の監査役とともに、独自に、当社から独立した外部弁護士2名を起用して、本件事案に関する当社の対応や内部統制システムの構築・運用等に関して調査を実施するとともに、取締役会等において、原因究明や被害補償、再発防止等を含め、本件事案への適切な対応がなされるよう提言等を行っており、その職責を適切に果たしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区分	支 払 額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	85
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 在外連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

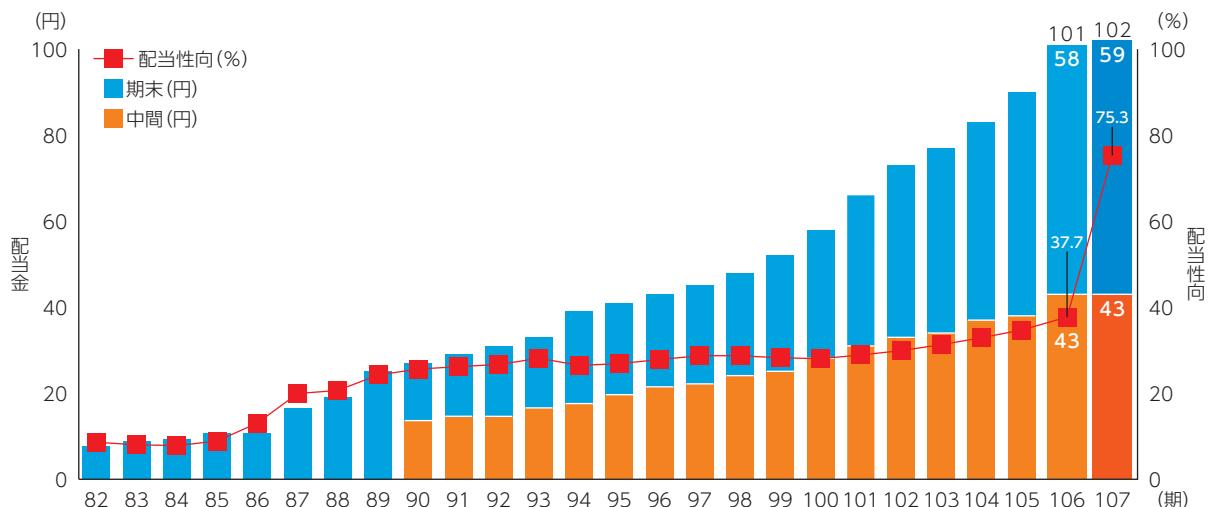
監査役会は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

また監査役会は、会計監査人についてその他の理由により独立性の維持ができず、監査の公正さや適切な監査品質を担保できない等、当社の監査業務に重大な支障をきたす恐れがあると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元を重要な経営政策の一つと位置づけ、キャッシュ・フローの創出による企業価値の向上に努めています。そのために健全な経営体質の維持と高い成長が見込める事業に積極的な投資を行いながら安定的な配当を基本に連結業績を反映することにより株主様への利益還元を向上させていく考えです。

■ 配当金の推移



(注) 株式分割による調整後の数値を記載しています。

×モ

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	第107期	第106期(ご参考)	科 目 (負債の部)	第107期	第106期(ご参考)
流動資産	144,468	158,331	流動負債	46,423	56,111
現金及び預金	50,873	71,536	支払手形及び買掛金	8,264	8,745
受取手形及び売掛金	49,442	53,028	電子記録債務	6,424	8,560
有価証券	14,872	8,300	未払金	17,117	25,037
棚卸資産	24,164	22,083	リース債務	343	379
その他	5,174	3,427	未払法人税等	1,913	4,059
貸倒引当金	△58	△44	未払消費税等	346	788
			賞与引当金	2,840	2,705
固定資産	120,900	109,142	製品回収関連損失引当金	3,970	—
有形固定資産	67,448	47,665	その他	5,202	5,836
建物及び構築物	32,461	10,611	固定負債	5,473	6,545
機械装置及び運搬具	6,476	5,152	リース債務	503	608
土地	5,947	4,900	繰延税金負債	1,554	2,594
リース資産	815	964	退職給付に係る負債	1,005	939
建設仮勘定	19,261	24,534	その他	2,409	2,403
その他	2,485	1,501	負債合計	51,896	62,656
無形固定資産	20,674	21,614	(純資産の部)		
のれん	9,260	9,655	株主資本	187,445	184,887
商標権	8,220	8,792	資本金	3,450	3,450
その他	3,193	3,165	資本剰余金	522	522
投資その他の資産	32,777	39,862	利益剰余金	208,240	205,681
投資有価証券	24,617	32,124	自己株式	△24,767	△24,766
長期貸付金	1,269	1,132	その他の包括利益累計額	25,333	19,483
退職給付に係る資産	750	292	その他有価証券評価差額金	12,469	12,819
繰延税金資産	3,087	2,647	為替換算調整勘定	12,300	6,403
投資不動産	2,650	2,678	退職給付に係る調整累計額	563	259
その他	1,730	2,163	新株予約権	688	446
貸倒引当金	△1,328	△1,176	非支配株主持分	4	—
資産合計	265,368	267,473	純資産合計	213,471	204,816
			負債及び純資産合計	265,368	267,473

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第107期	第106期 (ご参考)
売上高	165,600	173,455
売上原価	77,997	77,079
売上総利益	87,603	96,375
販売費及び一般管理費	62,742	70,595
営業利益	24,860	25,780
営業外収益	2,477	2,187
受取利息	207	214
受取配当金	608	548
不動産賃貸料	300	295
為替差益	330	40
受取補償金	347	451
その他	683	636
営業外費用	476	637
支払利息	28	29
不動産賃貸原価	106	105
貸倒引当金繰入額	151	154
その他	189	347
経常利益	26,861	27,330
特別利益	662	461
固定資産売却益	21	11
投資有価証券売却益	635	436
その他	4	14
特別損失	13,609	232
固定資産処分損	72	70
製品回収関連損失	12,524	—
その他	1,012	161
税金等調整前当期純利益	13,914	27,559
法人税、住民税及び事業税	5,240	8,297
法人税等調整額	△1,398	△1,076
法人税等合計	3,842	7,221
当期純利益	10,071	20,338
非支配株主に帰属する当期純利益	4	—
親会社株主に帰属する当期純利益	10,067	20,338

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	第107期	第106期(ご参考)	科目 (負債の部)	第107期	第106期(ご参考)
流動資産	115,085	129,384	流動負債	42,451	49,909
現金及び預金	37,666	57,505	支払手形	429	696
受取手形	0	16	買掛金	14,670	14,052
売掛金	39,279	44,972	電子記録債務	2,464	3,774
有価証券	14,872	8,300	関係会社短期借入金	1,422	2,742
製品・商品	8,618	7,721	リース債務	49	49
仕掛品	1,082	618	未払金	13,536	20,256
原材料・貯蔵品	1,446	1,419	未払費用	842	1,021
前払費用	721	890	未払法人税等	1,539	3,270
関係会社短期貸付金	7,201	6,473	未払消費税等	—	507
その他	4,206	1,543	預り金	57	54
貸倒引当金	△10	△77	賞与引当金	1,989	1,950
固定資産	102,847	94,551	製品回収関連損失引当金	3,970	—
有形固定資産	35,049	22,776	その他	1,478	1,534
建物	15,446	2,196	固定負債	2,931	4,399
構築物	557	51	預り保証金	436	455
機械装置	347	127	リース債務	171	221
工具器具備品	964	846	繰延税金負債	588	1,967
土地	2,942	2,942	長期未払金	1,103	1,106
リース資産	208	255	退職給付引当金	201	221
建設仮勘定	14,574	16,351	その他	430	427
その他	8	4	負債合計	45,383	54,309
無形固定資産	2,050	2,168	(純資産の部)		
ソフトウェア	2,021	2,134	株主資本	159,392	156,359
その他	29	34	資本金	3,450	3,450
投資その他資産	65,747	69,605	資本剰余金	522	522
投資有価証券	24,595	32,102	資本準備金	522	522
関係会社株式	26,465	24,639	利益剰余金	180,187	177,154
関係会社出資金	7,436	7,436	利益準備金	340	340
関係会社長期貸付金	5,406	2,729	その他利益剰余金	179,847	176,814
長期前払費用	41	254	開発積立金	330	330
投資不動産	2,153	2,163	別途積立金	172,162	162,562
その他	1,561	1,739	繰越利益剰余金	7,354	13,921
貸倒引当金	△1,913	△1,460	自己株式	△24,767	△24,766
資産合計	217,933	223,936	評価・換算差額等	12,469	12,819
			その他有価証券評価差額金	12,469	12,819
			新株予約権	688	446
			純資産合計	172,549	169,626
			負債及び純資産合計	217,933	223,936

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第107期	第106期 (ご参考)
売上高	126,658	139,303
売上原価	61,431	64,881
売上総利益	65,227	74,422
販売費及び一般管理費	41,544	53,014
営業利益	23,682	21,407
営業外収益	3,517	3,214
受取利息	175	102
受取配当金	1,621	1,664
不動産賃貸料	666	518
その他賃貸料	61	97
為替差益	283	157
その他	709	675
営業外費用	856	375
支払利息	6	7
不動産賃貸原価	266	141
その他賃貸原価	61	97
貸倒引当金繰入額	386	76
その他	135	52
経常利益	26,343	24,246
特別利益	658	17
固定資産売却益	18	12
投資有価証券売却益	635	4
その他	4	—
特別損失	13,321	110
固定資産処分損	26	19
製品回収関連損失	12,459	—
その他	835	91
税引前当期純利益	13,680	24,153
法人税、住民税及び事業税	4,443	6,274
法人税等調整額	△1,304	△175
法人税等合計	3,139	6,098
当期純利益	10,541	18,055

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

小林製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 村 上 和 久
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 栗 原 裕 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小林製薬株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小林製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「連結注記表 4. 連結貸借対照表に関する注記 (4) 偶発債務」に記載されているとおり、会社は販売する機能性表示食品「紅麹コレステヘルプ」等及び企業向け紅麹原料に関する、製品回収関連損失引当金を計上しているが、現時点での合理的な見積りに及ばない範囲について追加的に費用が発生する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

小林製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務 執行 社員 公認会計士 村 上 和 久

指定有限責任社員
業務 執行 社員 公認会計士 栗 原 裕 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小林製薬株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「個別注記表 4. 貸借対照表に関する注記（5）偶発債務」に記載されているとおり、会社は販売する機能性表示食品「紅麹コレステヘルプ」等及び企業向け紅麹原料に関連して、製品回収関連損失引当金を計上しているが、現時点で合理的な見積りに及ばない範囲について追加的に費用が発生する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、WEB 経由のリモート手段も用いて取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている当該事業年度に係る内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④また、紅麹関連製品による健康被害に係る問題（以下「本件事案」）については、後述の通り、昨年5月から、個別に調査を実施いたしました。

以上のことに基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載されている通り、当社は、昨年3月に紅麹関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせを開示しました。本件事案の発覚後、当社では5月に外部専門家で構成される事実検証委員会を設置し、7月に同委員会の調査報告を踏まえた取締役会の総括を公表しました。また、8月には健康被害にあわれたお客様への補償開始を公表し、9月には再発防止策の策定を公表しました。さらに、本年2月にはこれまでの再発防止策の進捗状況を公表しました。

監査役会は、これまで、補償についての体制が整備され、対応が着実に推進されていること、再発防止策の実現に向けて、その具体化と運用が段階的に推進されていることを確認しておりますが、今後とも、「品質・安全に関する意識改革と体制強化」、「コーポレート・ガバナンスの抜本的改革」が図られるよう、執行部及び取締役会の対応とその進捗を注視してまいります。

また、当社は、昨年11月に、株主1名より、本件事案について、問題発生当時の取締役7名に対する損害賠償を求める責任追及の提訴請求を受けました。監査役は、昨年5月から、独自に、当社から独立した外部専門家2名に監査役に対する法的助言を委嘱し、上記提訴請求の前後を通じて、当社が最初の症例報告を受けてから本件事案の公表に至るまでの当社の対応、品質管理を含めた内部統制システムの構築・運用、本件事案の公表後の対応等について、取締役の職務執行の適法性の観点から、当社役職員のヒアリング、関係資料の調査、紅麹製造設備の現地確認等の調査を実施しました。その結果、上記提訴請求については、本年1月に、監査役全員一致の意見として、対象となる当社取締役7名全員について、取締役の職務の執行に関して善管注意義務違反を含む法令違反は認められないとして、提訴をしない旨判断いたしました。

③当該事業年度に係る内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該事業年度に係る内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

しかしながら、内部統制システムの運用において、本件事案の発生を未然に防止することができませんでした。また、当社が健康被害情報を受けた以降の社内対応について、大きな社会的批判を受けることとなりました。監査役会としては、品質・安全及びコーポレート・ガバナンスを中心に内部統制システムの構築と運用について継続的な改善努力が必要であると認識しており、今後とも、内部統制システムの強化が不斷に図られるよう、執行部及び取締役会の対応と今後の進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

小林製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	山 脇 明 敏	印
常勤監査役	川 西 賴	印
社外監査役	八 田 陽 子	印
社外監査役	森 脇 純 夫	印

以 上

■ 会社概要 (2024年12月31日現在)

社	名	小林製薬株式会社
本 社 所 在	地	大阪市中央区道修町四丁目4番10号
創 立		1919年 (大正8年) 8月22日
資 本 金		34億5千万円
代 表 取 締 役 社 長		山根 聰
主 な 事 業 内 容		医薬品、トイレタリー製品等の製造販売
従 業 員 数		1,665名 (グループ合計 3,615名)
当社ウェブサイト		https://www.kobayashi.co.jp

■ 株主メモ

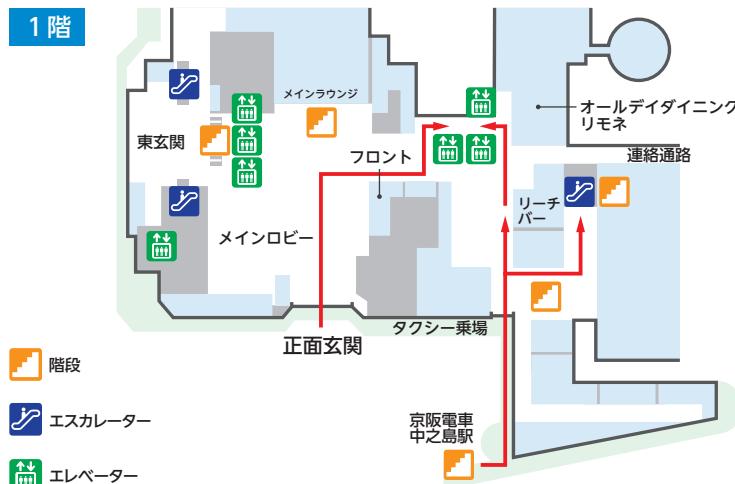
決 算 期	12月31日
定 時 株 主 総 会	3月
基 準 日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
株 主 名 簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特 別 口 座 管 理 機 関	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL 0120-094-777 (通話料無料)
同 連 絡 先	東京証券取引所プライム市場 4967 https://www.kobayashi.co.jp (ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
上 場 証 券 取 引 所	
証 券 コ ー ド	
公 告 掲 載 U R L	

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市北区中之島5丁目3番68号

リーガロイヤルホテル 2階「山楽」

電話番号：(06)6448-1121



京阪電車

中之島線
中之島駅 3番出口 直結

交通 阪神電車

阪神本線

福島駅 西3番出口より 徒歩約8分

J R

環狀線

福島駅より 徒歩約15分

東西線

新福島駅 2番出口より 徒歩約8分

小林製薬株式会社

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

